

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成29年2月28日（火） 10時30分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①関連事業も含めた会社全体として黒字の事業者について、値上げを認めてもよいのか。
 - ②なぜ黒字事業者に対して国庫補助を行うのか。
 - ③分社化しても株式会社ミヤコーバスが赤字ということは、分社化は失敗だったのではないか。等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①乗合バス事業単体でのある程度の収支改善は、事業を安定的に継続していくためにも必要であると考えている。
 - ②事業者に対してではなく、個別の路線維持の観点から行っているため、事業者が仮に黒字であっても個別路線毎に補助を行っているところ。
 - ③分社化を行った当時は、全国的に分社化による人件費の抑制が進められていたこともあり、ある程度やむを得なかったものと考えている。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。